

中部ブロック発注者協議会静岡県部会の経緯

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）の施行（H17.4）

- 公共工事の品質確保が、発注者（国、地方自治体、特殊法人等）の責務となった

中部ブロック発注者協議会の設置（H20.11）

- 品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡・調整」のため中部ブロック発注者協議会を設置

品確法の改正（H26.6）

- 「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という）が策定（H27.1）
⇒ 「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

静岡県部会（以下「県部会」という）の設置（H27.2）

- 県・市町で構成し、発注者間の連携強化や運用指針の周知等を目的に設置
- 協議会の役割を各種施策の「連絡・調整」から「推進・強化」へ見直し

品確法の改正（R1.6）

- 「運用指針」の改正（R2.1）
⇒ 働き方改革への対応、生産性向上への取組、測量・調査・設計の品質確保、災害時の緊急対応の充実強化が追加

分科会の設置（R1.8）

- 東部、中部、西部、賀茂の4地区において、県部会の下部組織として県・市町の実務担当で構成した分科会を設置
- 各種施策の推進・強化に向けて、重点項目や目標計画（ロードマップ）を設定

発注者間の協力体制を強化するとともに各種施策の推進を図り、公共工事の品質確保を促進させる